

令和6年1月第171回定例 農業委員会総会議事録

令和6年1月10日(水)
JAグリーン近江八幡東支店 大会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 議第668号 | 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議題669号 | 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第670号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第671号 | 事業計画変更の承認申請について |
| 議第672号 | 農用地利用集積等促進事業(案)について |
| 議第673号 | 土地改良事業参加資格交替の申出について |
| 報告第412号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について |
| 報告第413号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について |
| 報告第414号 | その他の専決報告について |

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和6年1月第171回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
■会長よろしく申し上げます。

議長

新年あけましておめでとうございます。本年度もどうぞよろしく
お願いいたします。

総会に先立ちまして、皆さんもご存じのとおり、1月1日に石
川県の能登の方で大変な震災が起こり、日に日に全容が見えてき
ていますが、農業委員会としまして、亡くなられた方々のご冥福
をお祈りいたしまして、黙とうをさせていただきたいと思ひます。

(黙とう)

どうもありがとうございました。このことについては、市及び
農業委員会としての対応については、事務局より申し上げます。

事務局長

本市の支援状況についてですが、医療センターのD-MAT隊が
1月3日に出勤しております。被災建物応急危険度判定士という
形で市職員2名が1月9日から能登に行っております。予定で
すが、給水車の派遣という形で、石川県穴水町に1月15日から車
を持って行って、職員が交代でという形になりますが、皆さんも
ニュースでご存じかと思ひますが、給水状況については長期にな
りそうですので、職員が交代、交代で、順番に行くということに
なっていて、農業委員会事務局も当たっておりますので、皆
さんにご迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしく願ひい
たします。

それと、避難所運営支援及び罹災証明発行業務の従事者の派遣
ということで、詳細は未定ですが、県から依頼が来る予定です。

それと、滋賀県市長会がありまして、滋賀県は石川県の能登町
に対しまして、支援物資の供給という形で県がトラックを用意し
て、各市の支援物資を運んでいただくという形で、1月8日に第
1便が出発しております。

我々農業委員会ですが、1月9日にメールで流れてきましたが、

農業委員会の組織対応という形で、本日、農業会議所の会長決裁後、義援金の取りまとめを計画されているようですので、改めて農業会議所より市町の農業委員会に通知があるようですので、皆さんには追ってご連絡させて頂きたいと思います。以上でございます。

議長 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名（24番、■■■■委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、1月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和6年1月第171回定例総会を、ただ今から開催します。

議長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
23番 ■■■■ 委員
1番 ■■■■ 委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第668号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局 議第668号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年1月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、■■■■。

番号1、土地の所在地、安土町大中■■■■番、登記地目、現況地目とも田、登記面積7,718㎡、世帯の経営面積、渡人77.2ア-

ル、受人、本市では0アールですが、彦根市で52.0アール経営されていますので、今回の申請面積を合わせますと、129.2アールとなります。渡人につきましては、安土町大中■■■■番地、■■■■、受人、彦根市新海浜■■丁目■■番■■■■、■■■■、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、離農、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

(特になしの声)

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。議第668号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 669 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 670 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第669号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年1月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、XXXXXXXXXX。

番号1、土地の所在地、安土町中屋XXXXXXXXXX番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積241㎡、申請人につきましては、安土町中屋XXXXXXXXXX番地、XXXXXXXXXX、申請地は、安土町中屋の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、隣接している農業用倉庫を集落営農も利用されていることから、手狭となったため、今回申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、安土町下豊浦XXXXXXXXXX番、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積294㎡、申請人につきましては、安土町下豊浦XXXXXXXXXX番、XXXXXXXXXX、申請地は、安土町下豊浦の集落内の農地で、JR安土駅から300m以内にある市街地化した区域にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。転用目的は、農家住宅（離れ）で、現在別世帯で生活している子ども家族と同一敷地内で生活することになり、離れが必要になったために申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第670号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年1月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、XXXXXXXXXX。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦XXXXXXXXXX番、登記地目、

田、現況地目、畑、申請面積294㎡、貸人につきましては、安土町下豊浦[]番地[]、[]、借人につきましては、安土町小中[]番地、[]号、[]、申請地は、安土町下豊浦の集落内の農地で、JR安土駅から300m以内にある市街地化した区域にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。契約内容は、親子間の使用貸借です。転用目的は、先程の4条許可申請案件にありましており、農家住宅（離れ）で子どもと共有名義で住宅を建築するために申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、浅小井町[]番[]、登記地目、現況地目とも田、申請面積892㎡、同じく浅小井町[]番[]、登記地目、現況地目とも田、申請面積14㎡、同じく浅小井町[]番[]、登記地目、現況地目とも田、申請面積267㎡、渡人につきましては、浅小井町[]番地、[]、同じく浅小井町[]番[]、登記地目、現況地目とも田、申請面積142㎡、同じく浅小井町[]番[]、登記地目、現況地目とも畑、申請面積76㎡、同じく浅小井町[]番[]、登記地目、現況地目とも田、申請面積177㎡、同じく浅小井町[]番[]、登記地目、現況地目とも田、申請面積297㎡、渡人につきましては、浅小井町[]番地、[]、以上、合計7筆、1,865㎡の受人につきましては、鷹飼町北[]丁目[]番地[]、株式会社[]、代表取締役、[]、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅7区画で、県道2号線が近く、交通の便が優れており、小学校も徒歩圏内にあり、生活環境が優れていることから、当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号3、土地の所在地、船木町[]番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積317㎡、渡人につきましては、大阪府枚方市長尾家具町[]丁目[]番地[]、[]、受人につきましては、金剛寺町[]番地[]、[]株式会社、代表取締役、[]、申請地は、船木町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、

隣接宅地の造成工事並びに建築工事を行うにあたり、資材置場が必要となり申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、江頭町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,428㎡、渡人につきましては、江頭町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、長浜市四ツ塚町■■■■番地、■■■■、申請地は、江頭町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「北里小学校」・「北里幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、長屋住宅2棟で、周囲は閑静な住宅地化が進んできたことにより、農地として利用することが困難な状況となってきたことから、今回の申請に至りました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号5、土地の所在地、加茂町■■■■番、登記地目、現況地目とも田、申請面積78㎡、同じく加茂町■■■■番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積208㎡、同じく加茂町■■■■番、登記地目、畑、現況地目、宅地、渡人につきましては、加茂町■■■■番地、■■■■、受人につきましては、鷹飼町■■■■番地、■■■■、申請地は、加茂町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、住宅敷地で、申請地は昭和62年頃に造成され、既に住宅敷地として一部利用されております。一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

議第669号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第670号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、15番■■■■委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、12月28日に、議第669号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第670号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて17番 [REDACTED] 委員、18番 [REDACTED] 委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、議第669号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、安土町中屋の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。隣接農地は自身の農地であるため、特に問題ないと考えます。

次に番号2の案件です。

申請地は、安土町下豊浦の集落内の農地で、転用目的は農家住宅（離れ）です。隣接農地との境界には既存の擁壁があり、盛土等の形状変更することなく使用されるため、特に問題ないと考えます。

次に、議第670号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

先程の4条 番号2で報告したとおり、問題ないと考えます。

次に番号2の案件です。

申請地は、浅小井町の集落内の農地で、転用目的は建売分譲住宅です。南側の隣接農地との境界には、L型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、敷地内に新たな側溝を設け北側の市道 道路側溝に放流される計画であり、周辺農地への影響はないと考えられます。

次に番号3の案件です。

申請地は、船木町の集落内の農地です。転用目的は、露天資材置場です。西側農地との境界には、L型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、基本地下浸透処理をされますが、東側に勾配をとり、市道 道路側溝に放流する予定であり、周辺農地への影響はないと考えられます。

次に番号4の案件です。

申請地は、江頭町の集落内の農地で、転用目的は長屋住宅です。

隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。

最後に番号5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

第4条許可申請2件、第5条許可申請5件、計7件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に
議第671号 事業計画変更の承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第671号、事業計画変更の承認について、を説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定により、令和4年11月10日付けで農地転用許可がされた農地について、次のとおり会長あて申請があったので、審議を求めます。令和6年1月10日、近江八幡市農業委員会会長、 。

番号1、土地の表示、浅小井町 、田、当初の転用面積が2,906㎡の内11㎡、変更後の面積が2,096㎡の内16㎡で5㎡増の変更申請でございます。申請人につきましては、浅小井町

番地、、転用目的は田園石庭アートの一時転用で、こちらについては、田の中に4カ所盛土をし、松や灯籠を設置し農業について関心を持ってもらおうというものでございます。当初一時転用期間については、令和4年11月10日から令和6年11月9日までの2年間でしたが、もう少し長く続けたいということで、令和4年11月10日から令和7年11月9日までと1年間の延長の申請でございます。理由につきましては、石庭アートの追加と展示期間延長のためでございます。以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

一時転用の期間延長等は何回ぐらい出来ますか。

事務局 基本は1回で、最長3年間となります。たまに工事等の関係で長引く場合はやむを得ないものですが、今回の場合については、3年でとなります。3年経ったら原状回復していただきます。

委 員 見ておられる人はいるのですか。

事務局 看板を立てておられまして、私も見に行きましたが、なかなかいいものかなと思っておりましたが、もう少し、報道で発表するなり、宣伝をしてもらえばいいのかなと思います。

委 員 ここをよく通るのですが、図面では端になっていますが、田んぼのど真ん中に何カ所か山になっています。

事務局 委員のおっしゃるとおり、当初の許可しているところは、三カ所の真ん中のところ、地図に示したところが追加のところ。入口にももう少し飾り付けをしたいということで申請がありました。

議 長 他に質問や意見はございませんか。

質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第671号 事業計画変更の承認申請については、原案ど

おり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは次に
議第 672 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第672号、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画(案)の提出があったので、意見を求める。

上記の議案を提出する。令和6年1月10日、近江八幡市農業委員会会長、XXXXXXXXXX。

こちらにつきましては、農地中間管理事業において、滋賀県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回はP7・8の地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件40件と9Pの耕作者変更が23件でございます。なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。それぞれ番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利を設定する者、XXXXXXXXXX、安土町西老蘇XXXXXXXXXX番地、権利を設定する土地、安土町上出XXXXXXXXXX、田、3,765㎡、設定する権利、賃貸借、令和6年3月1日から令和7年12月31日までの1年10カ月、借賃につきましては、10アールあたり13,000円、権利の設定を受ける者、農事組合法人XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、安土町西老蘇XXXXXXXXXX番地でございます。

続きまして、9ページ、こちらは地権者が変わらずに機構から受け手、いわゆる耕作者変更でございます。

番号1、権利の設定を受ける者、株式会社XXXXXXXXXX、

野村町■■■■番地■■、権利を設定する土地、元水葦町■■■、田、2,099㎡、設定する権利につきましては、使用貸借権、令和6年3月1日から令和8年12月31日までの2年10カ月です。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

番号1の期間が1年というのは何か意味があるのですか。

事務局 ■■■■さんですが、何筆か持っておられまして、今回のこの1筆は自作をされていましたが、農事組合法人■■■■■に任せるということで、既に耕作してもらっている分の終期に合わせて、1年10カ月、令和7年12月31日ということ、短い期間となっております。

議長 ありがとうございます。
他に質問や意見はございませんか。

委員 9ページの耕作者、■■■■■さんの案件は賃借料がないのは、ただでということですか。

事務局 ■■■■町地先ということか分かりませんが、ただでということ、両者が協議された結果だと思われえます。

議長 他によろしいですか。
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第672号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、次に、議題673号 土地改良事業参加資格交替の申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第673号 土地改良事業参加資格の申出についてを説明をさせていただきます。

このことについて、土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求める。

上記の議案を提出する。令和6年1月10日。近江八幡市農業委員会会長 ■■■■■。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資格の承認108件です。申出については、P11～P21に記載しております。

こちらは、■■■■土地改良区の地区内で石綿管を撤去し、新たに他の管種に更新する県営農地防災事業実施に伴う資格交替になります。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。ただ今、説明をいただきました議第673号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第673号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、承認することを認めます。

議長 それでは、次に報告第 412 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 413 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 414 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第412号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、土田町■■■■一■、田、92㎡、受理日及び受理番号、令和5年12月26日、406番、届出人につきましては、中村町■■■■、■■■■、外1名、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第413号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、鷹飼町■■■■一■、田、222㎡、受理日及び受理番号、令和5年12月15日、514番、渡人につきましては、鷹飼町■■■■、■■■■、受人につきましては、鷹飼町北■■丁目■■■■一■、■■■■、理由につきましては、自己用住宅、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第414号、その他の専決について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和6年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、使用貸借契約解除が3件、賃貸借契約解除が13件、合計16件ございました。

2、農地形状変更申出について、①浅小井町[]番、田、226㎡を畑届、届出人につきましては、浅小井町[]番地、[]、令和5年12月15日受理でございます。

以上報告とさせていただきます。

議長 ただ今の、報告第412号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第413号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第414号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 (特になしの声)

議長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第171回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時7分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員